

答申書
(答申第395号)
令和7年(2025年)1月22日

1 審査会の結論

北海道知事が、本件審査請求の対象となった公文書に記載された個人の住所について、その全体を非開示としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明要旨

別紙のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「令和4年3月に後志総合振興局地域政策課が行った「ありがとう！北海道中央バス赤井川線プレゼントキャンペーン」において当選した79名の名簿」である。

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、「ありがとう！北海道中央バス赤井川線プレゼントキャンペーン」（以下「本件キャンペーン」という。）に係る当選者名簿（以下「本件公文書」という。）を対象公文書として特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。ただし、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年北海道条例第34号）第1条の規定による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）に該当するとして、令和5年3月10日付け後地政第4618号で公文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分において実施機関が非開示とした情報のうち、1号情報に該当するとした当選者の住所（以下「本件非開示部分」という。）について、居住する市町村名までの開示を求めていることから、以下、本件非開示部分に係る処分の妥当性について検討する。

(3) 本件非開示部分に係る処分の妥当性について

ア 請求人の主張はおおむね次のとおりである。

住所は個人に関する情報ではあるが、居住する市町村名だけであれば、特定の個人を識別するのは不可能であるため、開示すべきである。

また、人口の少ない市町村であればバスを利用する住民が限定されるとするならば、北後志（赤井川村、余市町、小樽市、仁木町、古平町、積丹町）以外の当選者が住む市町村名であれば開示可能という解釈になるため、最低でも、倶知安町及び札幌市の2市町に住む当選者数は開示すべきである。

イ 実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

(ア) 本件公文書には当選者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号の情報が記載されており、これらは明らかに個人に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められるものである。

(イ) 市町村名は旧条例第10条第1項第1号で規定されている住所の一部であることに加え、本件キャンペーンに応募するためには、赤井川線に乗車し、バスに備付けの応募はがきにより申し込みを行う必要があり、人口の少ない市町村であれば、バスを利用する住民が限定されるなど、市町村名の一部開示であっても、個人が特定される可能性を否定できないことから、非開示情報に該当するものである。

(ウ) なお、当選の当落は商品の発送によるものとしており、当選者も公表を予期していないものと思料される。

ウ 以下、実施機関が行った本件非開示部分に係る処分の妥当性について、当審査会の考え方を詳述する。

(ア) 1号情報の該当性について

旧条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められるものを非開示情報として定めている。

また、「通常他人に知られたくないと認められるもの」とは、社会通念上、他人に知られたくないと思うことが通常であると認められる情報をいうとされている。

当審査会において、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年北海道条例第7号。以下「審査会条例」という。）第7条第1項の規定に基づき本件公文書を見分したところ、本件公文書は本件キャンペーンの当選者の名簿であって、当該名簿には当選者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号が記載されており、当選者の住所には赤井川線の沿線以外の地域も含まれている。

実施機関は、前記イ(イ)のとおり、本件キャンペーンに応募するためには、バスに備え付けられた応募はがきを投函する必要があり、人口の少ない市町村であればバスを利用する住民は限られることから、本件非開示部分のうち、市町村名までの開示であっても個人が特定される可能性を否定できない旨主張している。

しかしながら、本件キャンペーンは実施要領において、「地方の路線バスの厳しい現状を多くの人に知ってもらうこと」を実施目的の一部として掲げていることに加え、当選者の住所が赤井川線の沿線地域に限定されていないことを鑑みると、本件キャンペーンに当選した人物が、赤井川線を日常的に利用しているとは限らない。

以上のこと踏まえると、本件非開示部分のうち市町村名までの情報を開示することにより、特定の個人が識別され得るとまではいえず、また、この情報が通常他人に知られたくないと認められるとはいえないで、この点について実施機関の主張を採用することはできない。

(イ) 部分開示の義務について

請求人は前記アのとおり、住所は全体として個人に関する情報に該当すると認めながらも、そのうち市町村名までの情報であれば、特定の個人が識別されるおそれなく、非開示情報には当たらないため、部分開示すべきと主張している。

住所のうち市町村名までの情報が非開示情報に該当するかについては、前記(ア)において説示したとおりであるが、この場合において、実施機関が部分開示を行うべきか否かについて、以下検討する。

旧条例第10条第3項は、開示請求に係る公文書に第1項各号又は前項各号に掲げる情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前二項の規定にかかわらず、当該非開示情報が記録されている部分を除いた部分について、公文書の開示を行うことを実施機関に義務づけている。

また、「北海道情報公開条例の施行について」（平成10年4月1日付け文書第2001号総務部長通達。ただし、令和5年3月28日付け文書第9422号総務部長通達による改正前のもの。以下「旧通達」という。）において、1号情報が記録されている公文書については、当該公文書から氏名等を削除することにより、特定の個人が識別され得ることなく、かつ、当該公文書の氏名等を削除した部分以外の部分について公文書の開示をしても開示請求の趣旨が損なわれないと認められるときは、当該公文書の氏名等の個人に関する情報が記録されている部分を除い

た部分について公文書の開示をするものとするとされている。

当審査会において審査会条例第7条第1項の規定に基づき本件公文書を見分したところ、本件公文書の住所記載部分には、市町村名までとそれ以下の番地等の詳細部分が一体となって一つの欄に記載されており、全体として住所を構成していることが認められる。

旧条例第10条第3項の規定は、非開示情報をそれ以外の情報から容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができる場合に、非開示情報をその余の部分から除いて部分開示することを実施機関に義務づけたものであって、全体として非開示情報に該当する情報をさらに細分化して、開示しても問題のない部分とそれ以外の部分に分離し、これを開示することまでをも実施機関に義務づけているものと解することはできない。

また、旧通達において氏名等の個人に関する情報が記録されている部分を除いた部分について部分開示を行うこととした趣旨は、一つの公文書に個人に関する情報が複数記載されている場合に、氏名等の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分をそれ以外の部分から除くことで、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、個人に関する情報であっても非開示とする意義に乏しいことから、最大限の開示を実現する観点で、個人識別部分を除いた部分について部分開示をすることとしたものであって、図表における個々の部分や欄等に一体となって記載された氏名等の特定の個人を識別することができる記述等の部分を、さらに細分化して個人識別性のある部分とそれ以外の部分に分離し、部分開示の対象とすることはできないというべきである。

以上のことから、本件非開示部分のような、市町村名までとそれ以下の番地等の詳細部分が一体となって一つの欄に記載されている場合にあっては、たとえ実質的には支障がなかったとしても、旧条例上、住所のうち、市町村名までの部分をそれ以下の詳細部分から切り離して部分開示の対象とするという態様の部分開示が、実施機関に義務づけられていると解することはできないことから、請求人の主張は採用することができない。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張については、本件処分における条例の解釈運用を左右するものとは認められないから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和 5 年 10 月 3 日	<input type="radio"/> 濟問書の受理（濟問番号 706） <input type="radio"/> 実施機関から関係書類（①濟問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
令和 6 年 7 月 29 日	<input type="radio"/> 本件濟問事案の審議を第三部会に付託
令和 6 年 10 月 31 日 (第三部会)	<input type="radio"/> 実施機関から本件処分の理由等を聴取 <input type="radio"/> 審議
令和 6 年 12 月 2 日 (第三部会)	<input type="radio"/> 答申案骨子審議
令和 7 年 1 月 17 日 (第 122 回全体会)	<input type="radio"/> 答申案審議
令和 7 年 1 月 22 日	<input type="radio"/> 答申